令和６年４月２４日
総合調整会議資料

栗東墓地公園における合葬墓の整備について

環境経済部 環境政策課

本市では、栗東墓地公園（以下、「本公園」という。）の管理業務を取り扱っております。

本公園は、昭和４９年に完成し、５０年を迎えました。しかしながら近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加による墓じまい、永代供養がしたいとの意見を聞くことがあります。また、今後お墓を承継する人が途絶えてしまい、無縁墓になる事例がでてくることが想定されます。そのような生活環境や社会構造の変化がある中、近隣市の近江八幡市は平成２７年に納骨堂、野洲市は、令和２年に合葬墓の整備をされています。

本市におきましても、墓の維持管理や承継が困難な方、やむを得ず自宅にお骨を保管している方の要望に応えるため、合葬墓の整備を行いたいと考えています。

１．本公園について

本公園も現在１３５４区画に対して、空きが７９区画あり、墓じまい、永代供養により年々空き区画が増えてきております。

２．合葬墓

合葬墓とは、家族や親戚などの血縁関係がある者同士だけではなく、様々な人と一緒に埋蔵される種類の墓になります。似たものとして、納骨堂が挙げられます。一般的に納骨堂は、それぞれのお骨を骨壺に入れて埋蔵するのに対して、合葬墓は、全てのお骨をまとめて埋蔵する墓になります。

合葬墓は安価で小規模な土地で整備することができ、大人数の埋蔵が可能であることから、本公園に適していると考えられます。

３．整備案

コンセプト：将来の安心、宗教を感じさせない合葬墓

生前登録制度の実施

多様な宗教観があることを踏まえ、一切の宗教色をなくした

シンプルなデザイン

整備予定地：モニュメント東側（図１，図２参照）

形　　式：モニュメント形式

費　　用：１５，０００千円

埋蔵可能数：２０００体

使 用 料：１００千円

管 理 料：無料

記 名 板：３万円程度（希望者のみ）

管　　理：栗東市　栗東墓地公園担当課

使用者資格：市内に住所又は本籍があり、焼骨をお持ちの方

死亡当時に市内に住所を有していた死亡者の焼骨をお持ちの方

申請者が栗東墓地公園を使用しており、当該市営墓地から合葬墓

施設へ焼骨を改葬する方

財　　源：栗東墓地公園等整備基金

参拝方法：合葬墓施設の前に整備する献花台からの間接参拝

４．実施に向けて

実施月	内容
４月	総合調整会議
５月	第１回墓地公園管理委員会開催 合葬墓について諮問
９月	第２回墓地公園管理委員会開催 合葬墓について答申
１１月	総合調整会議
１２月	関連条例の改正（案） 議会報告
令和７年度～	設計業務、工事実施

【イメージ写真】

（北海道　雄武町　HP 引用）

【図１】

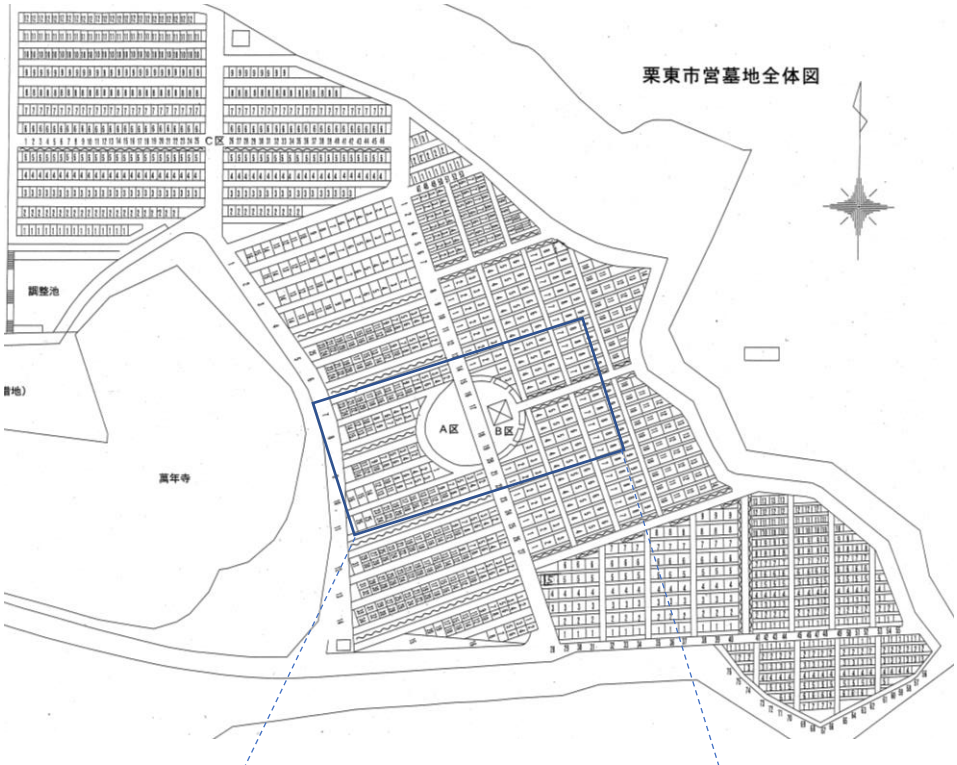
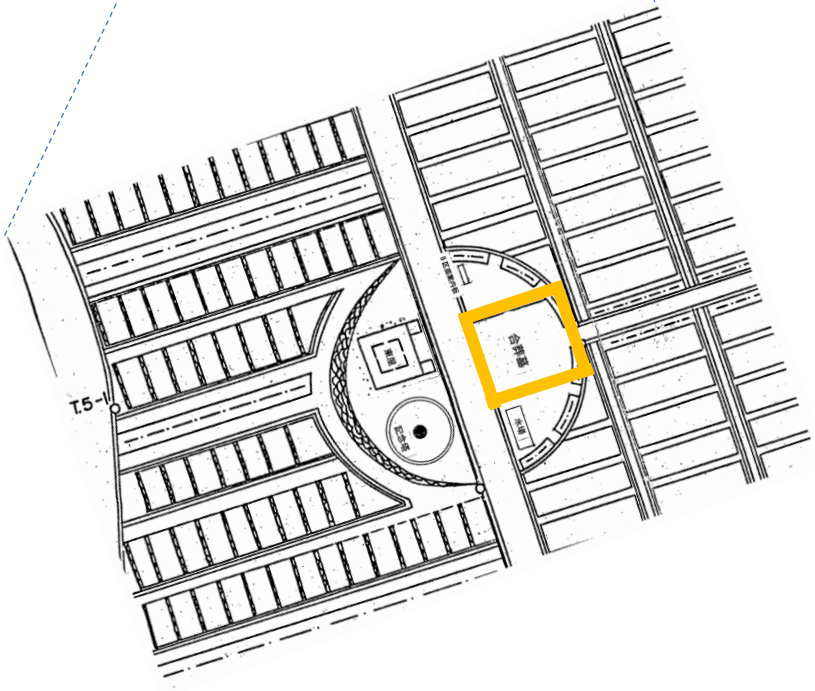
【図２】